

文部科学省 国立研究開発法人審議会
物質・材料研究機構部会
運営規則

文部科学省国立研究開発法人審議会運営規則（平成二十七年五月十五日国立研究開発法人審議会決定）第五条第六項の規定に基づき、物質・材料研究機構部会運営規則を次のように定める。

(趣旨)

第一条 国立研究開発法人審議会物質・材料研究機構部会（以下「部会」という。）の議事の手続その他部会の運営に関し必要な事項は、文部科学省国立研究開発法人審議会令（平成二十七年政令第百九十三号）及び文部科学省国立研究開発法人審議会運営規則に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(書面による議決)

第二条 部会長は、やむを得ない理由により部会の会議を開く余裕がない場合においては、事案の概要を記載した書面を委員及び当該事案に関係のある臨時委員に送付し、その意見を徵し、又は賛否を問い合わせ、その結果をもって部会の議決とすることができる。

2 前項の規定により議決を行った場合は、部会長が次の会議において報告しなければならない。

(議決権の特例)

第三条 委員及び議事に関係のある臨時委員のうち、物質・材料研究機構の役職員（競争的資金により雇用されている場合を除く。）は、物質・材料研究機構に係る評価に関する意見の全部又は一部についての議決権を有しないものとする。

2 部会が別に定めるところにより、委員及び議事に関係のある臨時委員のうち、物質・材料研究機構に利害関係を有する者は、物質・材料研究機構に係る評価の全部又は一部についての議決権を有しないものとする。

(会議の公開)

第四条 部会の会議は、公開して行う。ただし、部会長の決定その他の人事に係る案件、物質・材料研究機構の業務の実績に関する評価および役員退職時の業績勘案率に関する評価に係る案件その他審議の円滑な実施に影響が生じるものとして部会において非公開

とすることが適当であると認める案件については、この限りでない。

- 2 原則として会議の議事録又は議事要旨を作成し、これを公表する。ただし、部会長が必要と認めるときは、議事録又は議事要旨の一部又は全部を非公表とすることができる。
- 3 会議で配布した資料については、原則として公開する。ただし、第一項の規定により会議を非公開とすることとされた案件に係るもの等については、当該資料を非公表とすることができる。

第五条 部会の会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ、文部科学省研究振興局参事官（ナノテクノロジー・物質・材料担当）付の登録を受けなければならない。

- 2 前項の登録を受けた者（次項において「登録傍聴人」という。）は、部会長が許可した場合を除き、会議の開始後に入場し、又は会議を撮影し、録画し、若しくは録音してはならない。
- 3 登録傍聴人は、前項に規定する行為のほか、会議の進行を妨げる行為をしてはならない。

（雑則）

第六条 この規則に定めるもののほか、部会の議事の手続その他部会の運営に関し必要な事項は、部会長が部会に諮って定める。

附 則

- 1 この規則は、部会の決定の日（平成二十七年七月八日）から施行する。